

# うきは市農業委員会第37回総会議事録

〔開催日時〕 令和3年3月10日（水）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 大会議室

〔議事日程〕

- 議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（賃借料の変更）について
- 議案第7号 非農地判断（非農地証明願）について
- 議案第8号 非農地判断（荒廃農地の非農地判断）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 土地改良届について

報告第4号 耕作台帳名義人変更届について

（出席委員）

会長	16番	佐々木	芳幸		
会長職務代理人	15番	中村	稔		
委員	1番	赤司	正光	9番	堀江 清成
	2番	山下	保則	10番	竹石 正芳
	3番	吉瀬	正毅	11番	樋口 美智子
	4番	石井	好人	12番	堀江 裕一郎
	6番	佐藤	景一	13番	樋口 健次
	7番	尾花	里美	14番	佐藤 春義
	8番	梶村	輝明		

（農業委員会職員）

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第37回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は7番委員と8番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1上程)

事務局 (議案1説明・朗読)

議長 以前出された申請の計画変更でもあり、分科会での調査はしていません。地元委員の意見を求めます。

11番 先ほどの事務局の説明の通りです。現地は既に駐車場として完成しています。確認をした際も車が何台も停まっておりました。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 事務局の説明の通りです。譲渡人と譲受人の関係ですが、親子とのこと。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 私の担当地区ですので担当委員としての意見を述べます。先ほどの事務局の説明の通りで親子間の使用貸借契約を結び、息子の住宅を建設する計画です。申請地の東側に宅地がありますが、この部分に建築物などはかからないとの事で一体利用ではないそうです。申請自体は特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 説明の前に、訂正です。転用目的が議案書では「建売分譲住宅」となっておりますが、申請人に確認したところ「特定建築条件付分譲」に変更となりましたので修正をお願いいたします。

(議案 2 - 2 説明・朗読)

議長 それでは分科会長、担当委員とあわせての意見を求めます。

分科会長 この案件は農振の除外からの案件です。文化財の調査も完了しているとの説明を受けています。この案件自体については問題はないとは思いますが、こういった形で転用がなされると周辺農地の耕作者は日照などで気を使うのではないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

4 番 計画では申請地からの雨水排水は道路を挟んで北側の側溝に放流するそうですがここは用水路です。本来なら排水路に放流すべきです。なぜそうしないのですか？

事務局 申請人に確認したところ、水路管理者である大石堰土地改良区の承諾はとっているとのことです。

4 番 用水路へ雨水排水を放流すると下流の農地へ雨水が流入するおそれがあります。大石堰にも確認はしたのですか？

事務局 北側水路の管理者である大石堰土地改良区に確認したところ、確かに雨水排水の放流については承諾しています。申請人によると当初は4番委員の言うとおりの南側水路への放流を検討したそうですが、水路自体の勾配がゆるいため断念したとの説明を受けています。北側水路しか選択肢がなかったとの事です。

3 番 申請地の南の水路が利用できないなら、水路のさらに南側の宅地はどこに雨水を放流しているのですか？

4 番 既存の住宅については南の水路に流しているはずですが。大石堰土地改良区の承諾があるといっても現地確認とかはしてないのではないのでしょうか。

議長 先程より委員から意見が出ております。これらの意見を農業委員会の意見として申請人に伝えることとします。これ以外の部分で何か質問はある方は挙手を求めます。

議長 ほかに質疑なしと認めますので採決に入ります。議案 2 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 1 上程)

事務局 (議案 3 - 1 説明・朗読)

- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 事務局の説明の通りです。分科会での現地調査の折りにはもう建物ができていました。隣地に被害を及ぼすとも考えにくいので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 14番 先ほどの事務局の説明の通りです。申請人に話を聞いたところ、農業用倉庫ということで以前から一部使っていたとのことでした。前は規模が小さいため届出でよかったですので今回もそれでよいと考えていたようです。本人は農業と農機具の修理屋もしていますので大きな倉庫が必要だと聞いております。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-2に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 次に議案3-2を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案3-2上程)
- 事務局 (議案3-2説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 事務局の説明の通りです。西側の部分を駐車場として使っていますがお客さんが多いようで収まりきらず、路上駐車などの問題もあっていたとのこと。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 1番 先ほどの事務局の説明の通りです。店舗は駐車場の上の段です。申請地の西側の駐車場で足りないほどお客さんがくるとのことです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-2に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 続きまして議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案4-1上程)
- 事務局 (議案4-1説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 6番 申請地は小塩と山北の間、春義という小さな集落がありますがそこから少し西

になります。現在は少し荒れておりますが新しい所有者が管理していくとのことで特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 ほかに質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－１に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－２を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案４－２上程)

事務局 (議案４－２説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 事務局の説明の通りです。譲受人は古民家を改装して美術館をやっている市の小さな美術館めぐりにも参加している方です。それと同時に農業もされており小塩のほうで椿を育てています。今回取得した土地は小塩から椿の苗木を委嘱する予定と聞いております。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 この方は住まいは福岡市ですか？

15番 住民票は福岡市にありますが、管理のためうきはに通っているとのことです。

14番 小塩に農地を所有しているとのことですが、福岡市でも所有があるのですか？

事務局 福岡市を含め田市町村で農地の所有はありません。うきは市だけです。

6番 小塩の農地ですが、眞美野です。きちんと管理はされております。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－２に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案４－３を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案４－３上程)

事務局 (議案４－３説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 事務局の説明の通りです。申請人は高尾牧場の娘さんです。牧場の用地として牧草を生産すると聞いております。事務局の航空写真では荒れているように見えますが既に機械を入れてきれいに管理しています。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案４－３に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。  
議長 引き続き議案4-4を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案4-4上程)  
事務局 (議案4-4説明・朗読)  
議長 それでは担当委員の説明を求めます。  
14番 譲受人と譲渡人は親子で生前贈与ということです。問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。  
1番 担当委員ではありませんが私の所にも来られました。14番委員と同じく生前贈与と聞いております。議案書にもありますが持分1/2のみの生前贈与です。皆さまのご審議をお願いいたします。  
議長 残りの持分1/2はどうなるのですか？  
事務局 残りの持分1/2は相続が未済です。加えて相続人が不明のため所有権移転できないと聞いております。申請人も理解しております。  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
12番 共有地の耕作権はどうなるのですか？  
事務局 原則は自分の持分1/2のみとなります。ただ今回の土地は残り1/2の権利を持っている方が不明ですので全体の管理はこの申請人が行うこととなります。実際固定資産税についてもこの譲渡人が納税している状態です。  
議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-4に賛成の方は挙手を求めます。  
議長 全員賛成という事で許可とします。  
議長 引き続き議案4-5を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案4-5上程)  
事務局 (議案4-5説明・朗読)  
議長 それでは担当委員の説明を求めます。  
6番 場所は小塩、大持という集落がありますがその奥になります。8月にこの申請地の隣地を購入しておりますので続きで取得するとのこと。前回の申請で購入した土地もきれいに管理してありますので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-5に賛成の方は挙手を求めます。  
議長 全員賛成という事で許可とします。  
議長 引き続き議案4-6を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案4-6上程)  
事務局 (議案4-6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 事務局の説明の通りです。申請人は親子です。生前贈与と聞いています。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-6に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案4-7を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-7上程)

事務局 (議案4-7説明・朗読)

議長 この案件は新規就農となりますので分科会でヒアリングを実施しています。始めに分科会長の意見を求めます。

分科会長 分科会でヒアリングを実施しました。譲受人は現在田川に住んでいます。以前からうきはで果樹がやりたいと考えていたようです。実際に現地に行って、環境がとてもよいところなので気に入ったという話をされてました。譲渡人のもとで1年間通して作業をして経験を積んだとのこと。話ぶりからしても熱意のある方だな思いました。またゆくゆくはうきは市に移住するという話も聞いています。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 担当委員としての意見ですが、分科会長の説明のとおり確かに熱意はありそうな方でした。経験についてもあるということで全くの素人ではありません。しっかりやって、荒らすようなことはしないでほしいという話をしています。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

1番 営農計画書を出していただいているみたいですが、この計画のとおりのできるのでしょうか？

事務局 計画書の数字自体はJAの経営指標等を参考にしたとのこと。計画が実態に即したもののなか不明な点があります。書類の受け付け時によく中身をチェックして事務局からも指導すべきと思います。

3番 場所をもっと詳しく教えてください。

議長 申請地ですが芝尾山になります。尋常小学校跡地がありますがその横を抜けていったところ。です。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 続きまして議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号説明・朗読)  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。  
議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
(期間の変更)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
4番 変更の理由はなんですか？  
事務局 申請人がほかに貸している土地の賃借料と合わせるとのことです。  
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。  
議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 引き続き議案第7号 非農地判断願についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第7-1上程)

事務局 (議案第7-1説明・朗読)  
議長 それでは分科会長の意見を求めます。  
分科会長 先ほどの説明のとおりです。わずかな農地で進入路ありません。やむを得ないのではと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。  
議長 それでは担当委員の意見を求めます。  
11番 事務局と分科会長の説明のとおりです。現状からしてここを農地として使うのは難しいと思われます。以前より気になっていた箇所でもありますので地目を変更して整理することもやむを得ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。  
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
12番 11番委員も言われましたが、ここは毎年の利用状況調査で報告をあげていた箇所です。今回は所有者の申し出を得てこのような形で整理する流れになりましたがもっと積極的に事務局が動くべきではないでしょうか。せっかく毎年の利用状況調査を行っているのですから。  
事務局 12番委員の意見のとおりです。その一環として、このあと提案させていただ



きます議案第8号で荒廃農地の非農地判断を行います。これは毎年の利用状況調査で報告していただいた荒廃農地のうち、荒廃地Bすなわち農地としての利用が困難で再生後の継続利用が難しい農地を対象に農業委員会の判断で農地から除外するものです。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案6-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案第6-2をを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6-2上程)

事務局

(議案第6-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明の通りです。地域の防火用水という事情ですので撤去という話にも難しいと思います。やむを得ないのではという意見ですが、どうしてこのような事になってしまったのか不思議です。皆様のご審議をよろしく願います。

14番 地元集落の代表者からも話を聞いております。本来防火用水の設置には行政の関与があるはずですが。そのときの処理や届出の手落ちではないかと思えます。ただ今回のケースは集落全体のための設備ということでもあるのでやむを得ないと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 非農地判断後の取扱いはどうなりますか？

事務局 法務局での地目変更後、地元の地縁団体へ寄付する予定と聞いています。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案5-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案第8号 荒廃農地の非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 説明の前に、この議案の内容について説明をいたします。これは毎年の利用状況調査で報告していただいた荒廃農地のうち、荒廃地Bすなわち農地としての利用が困難で再生後の継続利用が難しい農地を対象に農業委員会の判断で農地から除外するものです。これは所有者の申し出を必要としないものですが、今回の実施にあたっては対象として絞り込んだ農地の所有者に連絡をとり、同意を得た農地に対してのみ行う予定です。非農地判断後は所有者に通知書を送り、法務局での地目変更を依頼します。今回は妹川地区を対象に行いますが中山間地域の荒廃農地を対象に今後も実施していきたいと考えています。

(議案第7上程)

(議案第7説明・朗読)

事務局

議長

各分科会の分科会長3名と副会長・私とで現地の確認を実施しています。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

3番

毎月の議案で出てくる非農地判断との違いはなんですか？

事務局

毎月の議案の非農地判断は所有者の申し出に基づいて行っているものです。今回の荒廃農地を対象にした非農地判断は農業委員会独自の判断で行うものですので所有者の申し出を必要としません。

14番

これは初めての取り組みとのことですが、国や県からの通知などはいつ出ているのでしょうか？

事務局

おおもとなる通知は平成20年4月に出ています。ただ実施にあたって近隣の農業委員会に問い合わせましたが、実施しているところはありませんでした。

12番

今回は中山間地域の荒廃農地が対象ということで問題はないとは思いますが、これが平地の農振農用地とかで出てくる恐れはありませんか？荒せば非農地判断となり農地から外してもらえろという認識で。

事務局

今回のように農業委員会としての非農地判断は中山間地域のみを対象に実施する予定です。加えて農振農用地や土地改良区の受益地は対象としていません。国の通知に加えて農業委員会独自の判断基準を設けて慎重に実施していく予定です。

6番

この提案のように、守るべき農地とそうでない農地をきちんと判断していくのは重要とおもいます。中山間地域を担当する委員の一人としての意見です。ただやはり高齢化や人口減少で中山間地域は厳しい状況です。現在荒廃しているとはいえ農地であっても今後荒廃の恐れのある農地を対象に所有者や地域の同意を得て非農地判断するという事も考えていかなければいけないと思いますが。

局長

今回のように農業委員会の判断で非農地にするのは、あくまで今現在荒れている農地が対象です。今荒れていない農地を対象とするのは難しいと考えています。ただ守るべき農地とそうでない農地の線引き・判断は農業振興という側面から見ても重要ですので人・農地プランをふくめ行っていきたいと考えています。

4番

非農地判断後の地目は何になるのですか？

事務局

最終的な判断は法務局の登記官が行いますのではっきりとはいえませんが、おそらく山林などになるのではと思われます。また、固定資産税についてはこの総会後に担当部署に通知を送ります。それをもって現地調査等を行い課税上の地目を変更する事になると思われます。

議長 ほかに質疑なしと認めます。採決に入ります。議案5-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で今回非農地と判断します。

議長 それでは報告に移ります。事務局お願いします。

(報告1～5説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印